（誘導施設整備区に関する図書）

第四十七条の三　誘導施設整備区は、設計説明書及び設計図を作成して定めなければならない。（新設）

2　前項の設計説明書には誘導施設整備区の面積を記載し、同項の設計図は縮尺千二百分の一以上とするものとする。

3　第一項の設計図及び土地区画整理法施行規則第六条第一項の設計図は、併せて一葉の図面とするものとする。

（誘導施設整備区への換地の申出）

第四十七条の四　法第百五条の三第一項の申出は、別記様式第十五の二の申出書を提出して行うものとする。（新設）

2　前項の申出書には、法第百五条の三第二項第三号の規定による同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（休廃止の届出）

第五十五条の二　法第百八条の二第一項の規定による届出は、別記様式第二十一による届出書を提出して行うものとする。（新設）

（立地誘導促進施設協定の認可の基準）

第五十五条の三　法第百九条の二第三項において準用する法第四十五条の四第一項第三号（法第百九条の二第三項において準用する法第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。（新設）

一　協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二　立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項は、居住誘導区域又は都市機能誘導区域における居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するとともに、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地の誘導の促進に資するように定められていなければならない。

三　立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

四　協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

五　協定区域隣接地は、協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（立地誘導促進施設協定に関する準用）

第五十五条の四　第八条の二及び第八条の四の規定は、法第百九条の二第一項に規定する立地誘導促進施設協定について準用する。（新設）

（権利設定等に係る法律関係に関する事項）

第五十五条の五　法第百九条の六第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号に規定する者が設定又は移転を受ける土地又は建物に係る賃借権の条件その他土地又は建物の権利設定等に係る法律関係に関する事項（同項第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）とする。（新設）